



# 取引ガイド修正箇所（抜粋）

一般社団法人電力需給調整力取引所 事務局

2026年6月18日

## (参考) 容量市場の発動指令電源における指令を受けた場合の提供期間の扱い

新規

15

- 需給調整市場の提供期間において、属地TSOから発動指令電源における実効性テストの実施指令または発動指令を受けた場合の扱いは下図のとおりです。

		容量市場 発動指令電源	
		実効性テストの実施指令 (実需給年度の2年前)	発動指令 (実需給)
参入地点	受電点	<ul style="list-style-type: none"> <li>指令：<b>実効性テストの実施指令</b>を優先する</li> <li>代替不可申請：需給調整市場で約定したことによって、調整力指令と実効性テストの実施指令双方に正しく応じることができない場合は<b>実施する</b></li> <li>代替不可申請によるペナルティ I 倍率：<b>1.0倍</b></li> <li>応動不履行：積算対象外<sup>※1</sup></li> <li>容量市場リクワイアメント：通常通り<sup>※2</sup></li> <li>精算区分：<b>インバランス精算</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指令：<b>調整力指令</b>を優先する</li> <li>代替不可申請：調整力指令を優先するため、<b>原則実施しない</b></li> <li>代替不可申請によるペナルティ I 倍率：1.5倍</li> <li>応動不履行：積算対象<sup>※1</sup></li> <li>容量市場リクワイアメント：発動指令電源の電源等リストに需給調整市場約定リソースが含まれ、発動実績が容量市場のアクセスメント対象容量を下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる場合は、容量市場側のリクワイアメントを満たしているものとみなす<sup>※2</sup></li> <li>精算区分：<b>調整力精算</b></li> </ul>
	機密地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>指令：<b>実効性テストの実施指令</b>を優先する</li> <li>代替不可申請：需給調整市場で約定したことによって、調整力指令と実効性テストの実施指令双方に正しく応じることができない場合は<b>実施する</b></li> <li>代替不可申請によるペナルティ I 倍率：<b>1.0倍</b></li> <li>応動不履行：積算対象外<sup>※1</sup></li> <li>容量市場リクワイアメント：通常通り<sup>※2</sup></li> <li>精算区分：<b>インバランス精算</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指令：<b>発動指令</b>を優先する</li> <li>代替不可申請：需給調整市場で約定したことによって、発動指令に正しく応じることができない場合は<b>実施する</b></li> <li>代替不可申請によるペナルティ I 倍率：1.5倍</li> <li>応動不履行：積算対象<sup>※1</sup></li> <li>容量市場リクワイアメント：通常通り<sup>※2</sup></li> <li>精算区分：<b>調整力精算</b></li> </ul>

※1 代替不可申請が行われた場合は、積算対象外となります。

※2 容量市場リクワイアメントに関する詳細は、下記の出所資料をご参照ください。

出所) 第49回容量市場の在り方等に関する検討会 (2023.8.1) 資料4および第60回需給調整市場検討小委員会 (2026.3.3) 資料2をもとに作成  
[https://www.occto.or.jp/assets/iinkai/youryou/kentoukai/2023/files/youryou\\_kentoukai\\_49\\_04.pdf](https://www.occto.or.jp/assets/iinkai/youryou/kentoukai/2023/files/youryou_kentoukai_49_04.pdf)  
[https://www.occto.or.jp/assets/iinkai/jukyuchousei/60/jukyushijyo\\_60\\_02.pdf](https://www.occto.or.jp/assets/iinkai/jukyuchousei/60/jukyushijyo_60_02.pdf)

No. 7,13,14,23を受け  
新規スライドを追加



取引規程 第2章 第1

三三三 三三三 二二二 二二二 一 複合

## (参考) 事前審査時に需給調整市場システムへ登録いただくデータ

修正

108

- 事前審査に向けて、取引会員にて以下のデータをシステムに登録していただきます。

データ名・データ項目	補足	内容
①事業者概要データ	システムの画面に入力 あるいは 入力支援ツールの出力をシ ステムで読み込み	開始日、事業課税標準、収入割相当率、金融機関名、店舗名、金融機関コード、店舗コード、預金種別、口座番号、口座名義、口座名義(カナ)、支払先郵便番号、支払先住所、支払先担当部署、支払先電話番号、事業者コード、インボイス事業者登録番号 (MMSコード※1は自動で付番)
②電源等データ	システムの画面に入力 あるいは 入力支援ツールの出力をシ ステムで読み込み	電源等コード※2、開始日、エリア、電源等種別、電源等名称、電源等略称、住所、電話番号、契約種別、定格容量、定格電圧、所内率、機能有無(ブラックスタート、増出力運転、DSS等)、GF調定率(%)、変化速度(LFC、EDC他)、最低出力、起動パターン、停止パターン、商品区分、応動時間、継続時間、供出可能量、BGコード、系統コード、監視指令・制御方法、VENID、Market Context、他多数
③電源等審査用データ	1ファイルのみ(zip可) 容量上限あり※3	電源等審査に関わる補足情報(様式15-1、15-2)、上り伝送遅延時間に関する情報(様式15-3)、事業者が準備するデータ、稼働実績データ、構内単線結線図・敷地平面図※4等
④各パターン	システムの画面に入力 あるいは 入力支援ツールの出力をシ ステムで読み込み	電源等コード※2、開始日、パターン番号(マスタパターンは500とする)、各リスト・パターン名称、供出可能量、各リスト・パターン(④')
④'各リスト・パターン	入力支援ツールの出力をシ ステムに保存 容量上限あり※3	各リスト・パターンごとの各リスト (1)発電機リスト・パターン：発電機リスト (2)需要家リスト・パターン：需要家リスト (3)ネガポジリスト・パターン：発電機・需要家リスト
⑤調整単価データ	システムの画面に入力 あるいは 入力支援ツールの出力をシ ステムで読み込み (デフォルト値)	電源等コード※2、開始日時、終了日時、運転パターン番号、出力帯下限値(運転パターン番号ごと、最大20個、V1単価、V2単価、V4単価、abc定数)、起動費(ケース番号ごと、最大10個、停止時間、V3単価) ※V2単価、V4単価は余力活用に関する契約を締結している場合入力が必要

※1 MMSコード：初期登録時にシステムで自動で付番される需給調整市場の取引会員を一意に識別するコード

※2 電源等コード：取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード

※3 システムに登録できない大容量データについては、属地TSOが指定する記録媒体に保存し、郵送等にて属地TSOに提出

※4 入札単位がユニット単位または計量単位であることを確認できるもの。

(需要家リスト・パターンにより参入する場合、または複数地点のリソースをアグリゲートして各リスト・パターンにより参入する場合を除く。

ただし、マスタパターンに機器点の発電リソースまたは需要リソースが含まれる場合には、すべての機器点の発電リソースまたは需要リソースの構内単線結線図とする。)

No. 12を受け  
※4を追記



取引規程 第2章 第17条

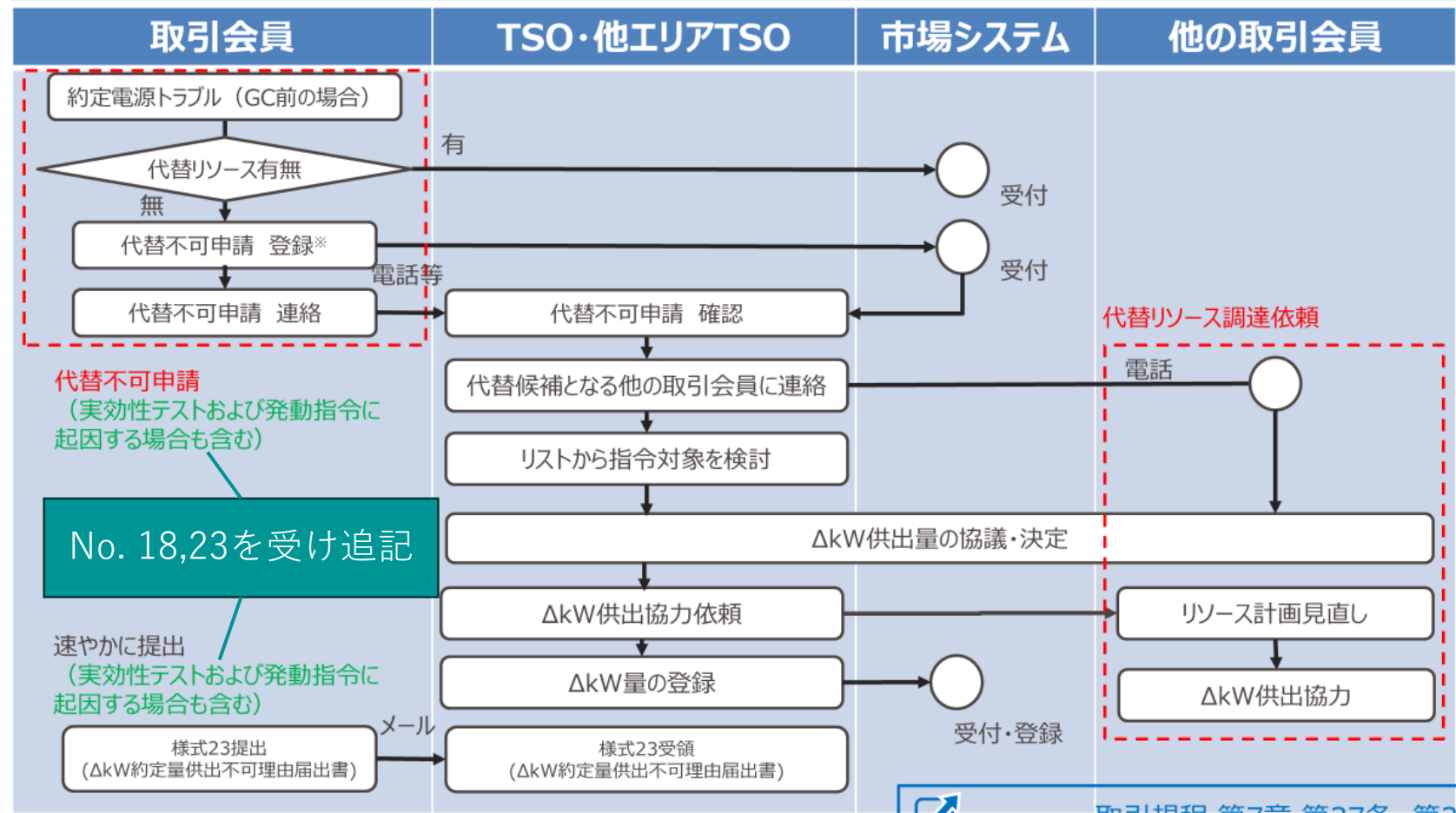
三三三 三三三 二二二 二二二 一 複合

## 2-7. トラブル時の対応

### a. リソーストラブル時(2/15)

修正 455

- 市場で約定したリソースについて故障等が発生し、取引会員がその代替となるリソースを確保できない場合、属地TSOが調整力を十分確保できない場合がございます。その際、属地TSOより調整力の供出協力の依頼をさせていただきますので、ご協力をお願いします。



三三② 三三① 二二② 二二① 一次 複合

※ 代替不可申請量も登録

取引規程 第7章 第37条、第38条

## 2-10. ペナルティ

## d. 予見性の無い事故等の取扱い

修正

647

- 取引会員および属地TSOの双方に予見性が無い系統起因による出力抑制等が行われた場合で、かつ、取引会員から様式24（系統起因によるペナルティ緩和申出書）による申し出を受け付けた場合には、以下のすべてが認められる場合に限り、ペナルティ料金Ⅰの算定時におけるペナルティ倍率を1.0倍とし、第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第1項における処分および第41条（アセスメント要件不適合時の対応）第2項(1)における不適合回数の積算の対象外といたします。
  - 取引会員が実需給日に対応する入札受付開始時点の段階で、系統起因による出力抑制等が属地TSOからリソースへ通知されていない場合
  - 属地TSOが当該不適合の原因が系統起因による出力抑制等と判定した場合
 ※アセスメントは単独発電機および各リスト・パターン単位で行いますが、出力抑制量の通知については、事業者単位で実施しているため、属地TSOは対象発電機の出力抑制量を把握できません。そのため、発電者に抑制情報をご確認願います。
- なお、上記の系統起因による出力抑制等における扱いは、アセスメント不適合時および代替不可申請時に適用いたします。

## 【想定される事象とペナルティ倍率】

申出	想定事象		ペナルティ倍率		取引規程	提出様式
			ペナルティ料金Ⅰ	ペナルティ料金Ⅱ		
任意	系統起因による出力抑制等	過負荷保護リレーによる出力抑制	1.0倍	1.0倍	第40条	様式24
		給電指令による出力抑制				
		系統事故等による停電				
	発動指令電源	実効性テストにより $\Delta kW$ の供出が不可能となった場合	1.0倍	1.0倍	第40条	様式25
	想定外の事故		1.5倍	1.0倍	第41条	
システムト	可能となった場合					
その他						

No. 24を受け  
修正

取引規程 第9章 第40条、第41条

三② 三① 二② 二① 一 複合

